# 第13章 頭首工工事

## 第1節　適用

### 第13－１条 適用

本章は、頭首工工事における固定堰本体工・護床工・魚道工・管理橋下部工・管理橋上部工その他これらに類する工種について適用するものとする。

## 第２節　一般事項

### 第13－２条 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

（１）土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」　　　農林水産省農村振興局

（２）土地改良事業設計指針「耐震設計」 　　　　　　 農林水産省農村振興局

（３）河川砂防技術基準 　　　　　　　　 国土交通省

（４）道路橋支承便覧 　　　　　　　 （公社）日本道路協会

### 第13－３条 一般事項

１．受注者は、頭首工の施工において、既設堤防の開削・仮締切・仮水路等の施工時期、順序及び構造について、施工計画書に記載しなければならない。

２．輸送工

受注者は、ＰＣ桁等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し監督職員に提出しなければならない。

### 第13－４条 定 義

１．堰柱とは、一般にゲート等で流水を制御するために必要な高さまでを堰柱と言う。構造は上部荷重（門柱・操作室・ゲート）及び湛水時の水圧を安全に床版に伝える構造でなければならない。

２．門柱とは、ゲート操作台下端と堰柱天端の間を言い、その必要な高さは引上式ゲートの場合、ゲート全開時の下端高からゲートの高さ及び管理に必要な高さを加えた値とするものとする。

３．水叩きとは、堰本体床版の上、下流に接続し流水による浸食作用から堰本体・床版を保護する平板状の重要な構造物である。

## 第３節 土 工

### 第13－５条 掘削工

掘削工の施工については、第３－９条 掘削一般の規定によるものとする。

### 第13－６条 盛土工

盛土工の施工については、第３－15条 盛土一般の規定によるものとする。

### 第13－７条　整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、第３－12条 法面仕上げ工の規定によるものとする。

## 第４節 固定堰本体工

### 第13－８条 作業土工

作業土工の施工については、第３章 第３節 土工の規定によるものとする。

### 第13－９条 既製杭工

既製杭工の施工については、第３－28条 杭打ち一般の規定によるものとする。

### 第13－10条 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第３－31条場所打ち杭工の規定によるものとする。

### 第13－11条 オープンケーソン工

オープンケーソン基礎工の施工については、第３－37条 オープンケーソン工の規定によるものとする。

### 第13－12条 ニューマチックケーソン工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第３－38条 ニューマチックケーソン工の規定によるものとする。

### 第13－13条 止水矢板工

止水矢板工の施工については、第３章 第５節 矢板工の規定によるものとする。

### 第13－14条 堰体工

１．受注者は、堰体の施工にあたり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。

２．受注者は、仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第３－72条 継目の規定によるものとする。

### 第13－15条 水叩（エプロン）工

１．受注者は、水叩工の施工にあたり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。

２．受注者は、コンクリート打設にあたり、水叩工１ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。

### 第13－16条 取付擁壁工

受注者は、取付擁壁の施工時期について、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。

## 第５節 護床工

### 第13－17条 作業土工

作業土工の施工については、第３章 第３節 土工の規定によるものとする。

### 第13－18条 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、第９－24条 根固め工の規定によるものとする。

### 第13－19条 間詰工

１．間詰コンクリートの施工については、第３章 第13節 コンクリートの規定によるものとする。

２．受注者は、吸出し防止材の施工について、平滑に施工しなければならない。

### 第13－20条 沈床工

沈床工の施工については、第９－26条 沈床工の規定によるものとする。

### 第13－21条 捨石工

捨石工の施工については、第９－25条 捨石工の規定によるものとする。

### 第13－22条 かご工

かご工の施工については、第３章 第10節 鉄線かご工の規定によるものとする。

## 第６節 魚道工

### 第13－23条 作業土工

作業土工の施工については、第３章 第３節 土工の規定によるものとする。

### 第13－24条 魚道本体工

受注者は、床版部の施工にあたり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。